

エコ・バウチャー構想

地域から持続可能な社会をつくるために

黒 沼 凱 夫 木 村 雅 則

素朴な実感としても、環境問題はすでに人類存亡の危機を齎すほどに深刻化しつつある。にも拘らず人々の多くは豊かで、安楽な物質的生活を手放すことを望まず、国家もまた一部を除き、国益なるものに縛られて積極的且つ実効的な対策を打ち出しえず、環境は悪化の一途を辿るばかりに思える。国家などに頼らず、一人一人が意識的に地道に環境改善に取り組む以外に打開の道はないであろう。我々が具体的に環境改善策を考える場合、とくに次の点が肝要である。第1に、環境対策はまずもって各人が環境負荷への自己責任を自覚することから出発せねばならない。第2に、エネルギー節約に努めている人も、浪費している人も遍く課税されるような消費税型の環境税は望ましくない。公平さを欠くだけでなく、経済的中立性を損なう虞がある。なによりも税一般にみられる不透明さを払拭できない。税負担増大への抵抗も大きいであろう。だから税負担は極力抑えつつ節約効果を高め、浪費する者に負担が多くなるシステムを構築する必要がある。責任者負担の原則である。加えて、ありうべき方策は出来る限り簡潔でわかりやすいものでなければ

ならない。第3に中央政府ではなく実際の生活者である地域住民及び地方自治体が主導して環境対策を進める必要がある。そして地域から直接、世界に構想や成果を発信し、手をつなぎ環境改善の輪を広げていくべきである。権益に汲々するばかりで頼りにならぬ国家はとりあえず抜きでやろうというのである。第4に、環境問題は当然のことながら生活全般とりわけ福祉や教育と密接に結びついている。だから環境政策は福祉、教育政策とリンクして実施されねばならない。

以上の視点に立って地域からの温暖化対策として次のような方策を提案したい。

まず住民が家計消費支出のうちエネルギー関連支出の分（電力、ガス、ガソリン、灯油など）を事前に自治体¹⁾に払い込み、それと引換えにエネルギーを入手できるバウチャー²⁾を受取る（源泉徴収または県民税徴収時に支払い）。いくら払い込み、どれだけバウチャーを受取るかはとりあえずこの費用項目の家計に占める比率に基づき算出する。温室効果ガスまたはCO₂の削減目標を織り込んでそれを幾分下回るのが望ましい。要するにこの位は環境負荷がそれほど大きくはない

(2002年10月31日受理。)

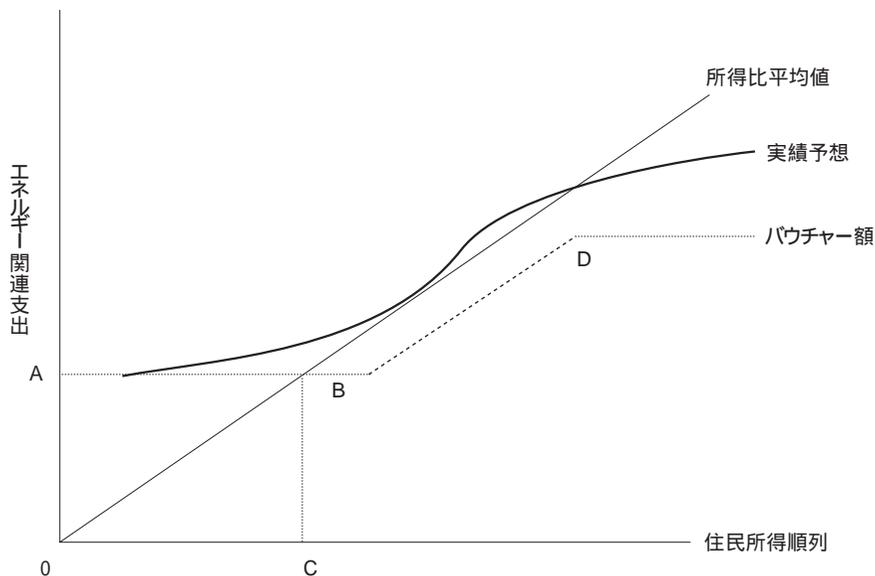


図1 所得水準とエネルギー関連支出の関係

といえるエネルギー関連支出の限度を確認するのである。これは税ではない³⁾。エネルギー関連支出の前払いである。個々の家庭がいわばCO₂排出権を買うのである。バウチャーはテレホンカードのようなものでもよい。医療保険のように点数制にすることも考えられる(1点=10円のように)。

おそらく所得水準とエネルギー関連支出の関係は次のようになろう。エネルギー関連支出は比較的所得弾力性は低いであろうから、所得水準が低くともそれほど支出は減らず、一定水準を越えると、その後は所得に応じて増える⁴⁾。しかし、ある程度の所得水準になるとエネルギー関連支出の伸びは鈍化する。そこでバウチャーの額は下限と上限を設け、その中間は段階的に額を設定し、所得や家族構成その他の事情を考慮して(これは所得税の計算に準ずる。但し家族が多い場合は所得控除ではなく、バウチャーを加算することになる⁵⁾)、各家庭が支払い且つ受取る額を決める。下限は自動車を利用しない場合の最低限の光熱費(水道費は除く)と考えられる。

2人家族で月1万円強程度であろうか。低所得者には所得水準に応じて一部無償交付することも考えられる。マイナスの納付である。これは事実上、負の所得税の初めての試みとなる⁶⁾。但し、総枠は増やさない。他方、上限を設けるのは、エネルギー関連支出が必ずしも所得水準に比例して増えるものではないというだけでなく、一定以上の消費はそもそも環境負荷が大きいからである。

第1図を使って説明すれば(家族構成はとりあえず捨象する)、OAは最低限のエネルギー関連支出を示す。OC以下の低所得者は所得水準に応じてOBCを払い込み、いずれもAOのバウチャーを受取る。ABOの部分が無償供与または負の所得税となる⁷⁾。BからDまでは所得に応じて段階的にバウチャー額を引上げる。Dは上限を示す。これ以上は所得が増えてもバウチャー額は増やさない。家族が多くなればバウチャー額は増える。

そのバウチャーで県内の業者よりエネルギーを購入できる。その分自治体から業者に支払いが行われる。もし県民がその支出節約

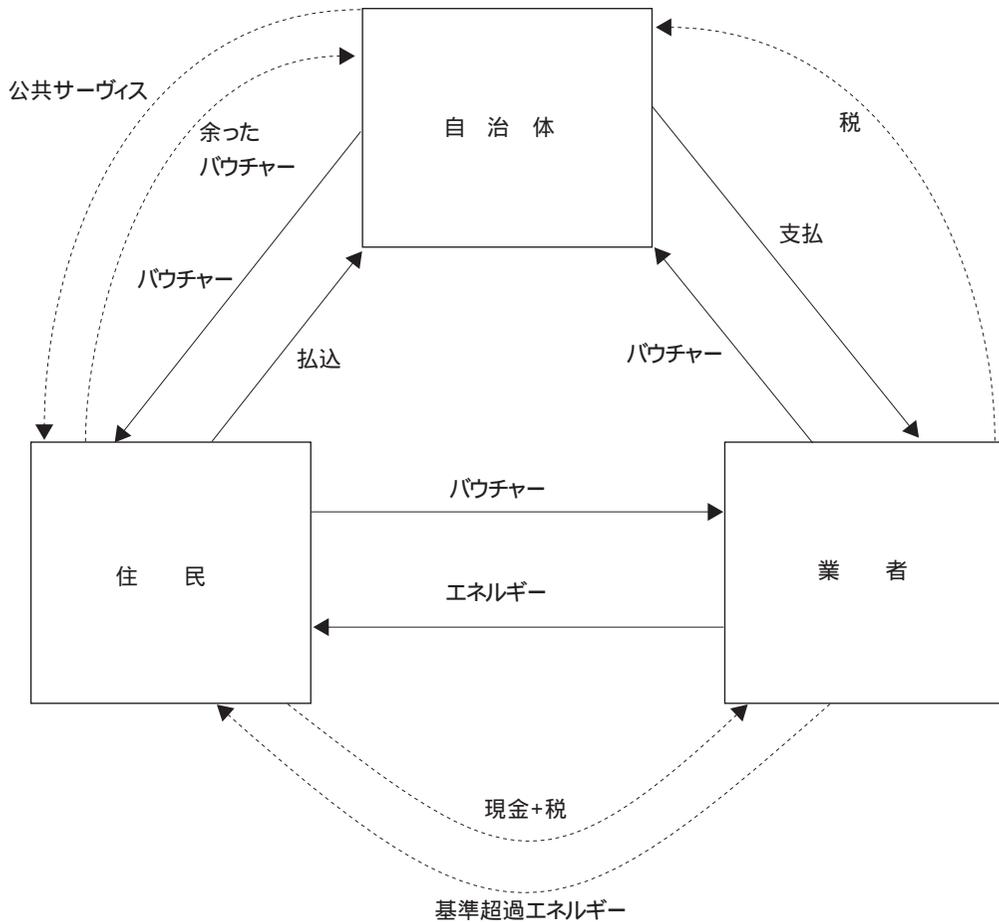


図2 概念図

に努力すれば、バウチャーは余る。余ったバウチャーは別の用途（福祉，教育その他地方自治体の提供する公共サービスに対し）に使えるようにする⁸⁾。受け取ったバウチャー以上にエネルギー関連支出を行う場合は自己負担となる。バウチャー以外で購入する場合，追加税を課す。例えば，一律10%の税とする。その大きさは政策的判断に委ねられる。課税により基準限度を超えたエネルギー価格は高くなる。これは過剰な支出を抑制する効果をもつ。この税は環境負荷を高める過剰なエネルギー消費に対するペナルティーであるとともに無償交付も含めたこのシステムの維持費の財源ともなる。住民票の無い場合

は（例えば学生），納税分の還付制も考えられる。

この仕組みを図示すれば第2図のようになる。

企業についても製造高やエネルギー支出の実績に基づいて一定期間のCO₂排出権を定め，相当額を払い込んでバウチャーの交付を受ける。これはさほど厳密な調査や計算をする必要はない。業種や規模により外形的な平均値を計算し，やはり削減目標を織り込んで定めればよい。そうすればすでに節約に努力している企業に不利になることはない⁹⁾。但し，企業の新規投資については事前審査が必要となろう。環境アセスメントの手続きに準

じればよい。

やはり企業が節約に努力すれば、バウチャーは余り、これは従業員への報奨金の一部とするか、福利厚生基金に回す、あるいは地方税の納付に充てることができる。逆に基準量を上回ってエネルギー関連支出を行えば、超過分については税を上乘せして、支払わねばならない。それは過剰支出への抑制効果をもつであろう。

以上により家庭、産業においてエネルギー関連支出を無理なくかなりは減らすことができるに違いない。

このバウチャーはボランティアによる環境保護、介護、教育などの奉仕に対して交付することも出来る。その限りではエコマネーに近づくが、用途は限定される。こうして追加的に交付されたバウチャーはエコロジカルな性格上、エネルギーに支出されることは少ないであろう。

更に、エコ・バンクを設けてこのバウチャーを預けることができるようにする。それにより将来自分が介護などを必要とする時に利用できる。貸出しも考えられる（教育や介護などのため）。これは後に奉仕やエネルギー節約などによって返済できる（もし金銭で返済する場合は利子を徴収する）。このバンクの運営（とくに債務保証）は公的機関である自治体が責任をもって行わなければならないし、またそれが唯一、可能な機関でもある。うまくいけばいずれは国家が地域間の調整や補完的役割を果たすかもしれない。

このバウチャーが特定された用途以外で受領されたり、売買の対象となる可能性はある。その場合、当然、黙認するか、公認するかの問題が生じる。それもまた慎重な政策的判断が要求される。金券化は避けたいが、仮に売買されたとしてもエネルギー支出の節約

効果は損なわれないであろう。いずれにせよエコ・バウチャーの仕組みを掘り崩す要因とはなりえない。

こうしたシステムを維持するために（無償交付分も含めて）ある程度の財源を確保する必要があるが、自治体の財政負担は最小化できる。少なくとも住民全体に遍く環境税または炭素税を課すよりも抵抗も負担も少ない。基準を上回ってエネルギーを支出する環境負荷の大きい者から税を徴収し、維持費用に充当するのである。もし、追加税が余った場合には環境保全、整備、環境改善技術の開発に使うことが出来る。場合によっては不足するケースも考えられるが、その時は既存財源の節約分の転用などによって捻出する必要がある。だがそれはむしろ喜ばしいことといわねばならない。

以上のようなシステムを構築すれば、国家による強制ではなく、ほかならぬ住民自身の意志によって否応なく自発的に環境改善に取り組まざるをえなくなるのである。私的な利益と社会的利益は此処ではとりあえず齟齬しない仕組みとなる。このシステムの利点はもう一つある。それは地方自治体を中心となって環境、福祉、教育を結びつけることが出来る点である¹⁰⁾。エネルギー関連支出の節約分は福祉や教育に限定されて振り向けられるのだから、環境改善努力が福祉や教育の充実につながるのである。そのことは社会生活の質的向上や社会的協調を促すに違いない。とはいえ安楽な消費生活を一部断念せざるを得ないという意味ではやはり痛みは伴う。だがそうした自らも痛みを分かち地道な努力によってのみ我々の子孫に良好なる生活環境を残すという絶対的責務を果たすことができるのである。

＜ 註 ＞

- 1) この場合、地方自治体は県レベルで考えている。行政区分にこだわる必要はないかもしれないが、数十万人から数百万人規模のある程度の自律性をもった地域経済圏を単位としないとうまくいかないように思われる。

なお、本稿は2002年5月に発表された「地球温暖化対策『長野モデル』第1次提言書」に触発されて構想されたものである。この提言は長野県地球温暖化防止活動推進センターが設けた信州・地球温暖化対策研究会が行なったものだが、地域から発信する地球温暖化対策として太陽光発電、ペレットストーブなど地域で得られる再生可能エネルギーの積極的利用を打ち出すとともに、ライフスタイルの転換にはシステムの変革による後押しが必要であるとして、マイカー通勤半減のための交通体系の変革やコンビニの営業時間規制、環境税等の経済的手法の導入など国に先駆けた施策を掲げている。また、この種の提言が行政や産業界の主導で進められる例が多いなかで、市民団体の代表や一般公募の委員が審議の中心的な役割を担ったという点でも他県から注目されている。提言の全文は長野県環境保全協会ホームページ参照。

- 2) パウチャーは証書書類または領収書の意味であるが、要するに金銭または代金を払い込んで、何かを受取りうる証明書である。エコクーポンやエコカードの名称でも構わない。但し、エコマネーのように汎用的でなく、用途は特定される。参考：『エコマネーの世紀』加藤敏春、剉草書房、2001、同著『エコマネーはマネーを駆逐する』剉草書房2002、とくに第5章。

スウェーデンでは育児サーヴィスについてパウチャーが導入されている（神野直彦『人間回復の経済学』岩波新書、2002、151頁）。わが国でも最近、職業訓練教育や保育、介護サービス等の分野でパウチャーの導入が論議されるようになってきたが、ここではパウチャーは、政策目的の実現のた

めに支給される補助金に、市場の特性である「選択」と「競争」の要素を加える手段として注目を集めている。つまり、これまでサービスを提供する施設に交付されてきた補助金を、パウチャーの形態で利用者個人に直接交付して、利用者に希望の施設を選択してもらおう。すると施設の方では利用者に選んでもらわなければ補助金がもらえないので、必死に営業努力をする。こうして教育や福祉といった公共サービスの分野にも競争原理を導入することができるというシナリオである。「政策効果分析レポート(8)パウチャーについて その概念と諸外国の経験」『経済月報』601(2001.7)。これに対して、本稿で提唱するパウチャーは、家計（および企業）の支出の一部を用途制限のある証書に替えるものであり、政府や自治体から支給される補助金ではない。しかしいずれの場合も、こうした証書を利用し、個々の主体の市場行動を通じて、社会的に最適な資源配分を図るというその趣旨は同様である。ただし、エコ・パウチャーは、エコロジー的に望ましくない、それゆえに社会的にみて過剰なエネルギー消費を抑制するという固有の政策目的をもつ。

- 3) もし環境税のようなものであれば負担の重さや不公平、経済活動への悪影響のほか種々の問題を伴う。炭素税または環境税については例えば、天野明弘『地球温暖化の経済学』日本経済新聞社、1997、第7章、柴田弘文『環境経済学』東洋経済新報社、2002、第9章、三橋規宏『環境経済入門』日本経済新聞社、1999、 章参照。

- 4) これは総務省の階層別家計調査のデータからもある程度うかがえる。但し、正確にエネルギー関連支出を抽出することは困難である。光熱費から上下水道費を差し引いたものにガソリン代等を加えて算出する。平均で消費支出の約7%と推定される。低所得者ではその比率はより高く、高所得者ではそれを下回る。所得に対する比率は平

- 均, 約4%である(平成14年1 - 3月のデータ). 無論, 季節的変動はあるが1年で計算しても支障はないと思われる. 総務省統計局統計センターのホームページ参照.
- 5) 家計調査によると世帯人員が1人から2人に増えると光熱費はほぼ倍増するが, 3人以上となるとそれほど増えない. 1人増えるごとに光熱費は15~20%ほど増える(総務省統計局統計センターのホームページ).
 - 6) これまで事実上, 負の所得税は様々な理由から実施出来なかった. それがミーンズテストなど煩瑣かつ不快な手続きなしに比較的容易に実現できるという意味でもエコバウチャーは意義のある試みと考えられる.
 - 7) 例えば, 年収100万の2人家族の世帯は年4万を払い込んで, 12万を受取る, 等々とする.
 - 8) 福祉への利用を促すためパウチャーを福祉のために使う場合割安とすることも考えられる. だがそうした配慮はおそらく必要ないであろう.
 - 9) このシステムの場合, 排出権取引制度のような取引費用, 算定上の煩雑さ, 違反や虚偽申告などの監視, 罰則その他の困難な問題はほとんど回避される. 排出権取引については前掲天野『地球温暖化の経済学』, 第8章, 植田, 落合, 北畠, 寺西『環境経済学』有斐閣, 1991, 第9章, 前掲柴田『環境経済学』第14章など参照.
 - 10) 環境と福祉の結びつきについては広井良典『定常型社会』岩波新書, 2001, 同著『日本の社会保障』岩波新書, 1999, 第3章, 同著『医療保険改革の構想』日本経済新聞社, 1997, 第8章など参照.